

証券コード 4414
2022年6月8日

招集し通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

株 主 各 位

東京都港区芝浦一丁目1番1号
株式会社フレクト
代表取締役CEO 黒川幸治

第17回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第17回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2022年6月22日（水曜日）午後6時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬具

- 記
1. 日 時 2022年6月23日（木曜日）午前10時
 2. 場 所 東京都港区芝浦一丁目1番1号
浜松町ビルディング 3階 第1会議室
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
 3. 目的事項
報告事項 第17期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件
決議事項
第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名の選任の件
第2号議案 監査等委員である取締役3名の選任の件
第3号議案 定款一部変更の件

以上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

本招集ご通知に添付すべき書類のうち「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款の規定により、当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。なお、本招集ご通知添付書類及び上記ウェブサイト掲載書類は、監査等委員会が監査報告を、会計監査人が会計監査報告をそれぞれ作成するに際して監査した書類であります。

当社ウェブサイト (<https://www.flect.co.jp/>)

## 株主様向けライブ配信のご案内

本総会につきましては、ご出席を見合わせていただいた株主様がご自宅でも株主総会の模様をご視聴いただけるよう、インターネットによるライブ配信（中継）を実施いたします。

※ライブ配信をご視聴いただく場合は、次頁の注意事項を必ずご一読ください。

### 1. 配信日時

2022年6月23日（木曜日） 10：00から

### 2. アクセス方法

接続先：<https://web.sharely.app/login/flect-17>

<必要事項> 株主番号、郵便番号

①上記のURLを入力いただくか、右図の二次元コードを読み込み、ライブ配信ページにアクセスしてください。



②接続されましたら、議決権行使書に記載されている上記必要事項の2項目を画面表示に従って入力し、ログインしてください。

※ご不明点に関しては、下記URLより株主様向けFAQをご参照ください。

<https://sharely.zendesk.com/hc/ja/sections/360009585533>

※当日のログイン方法や操作方法についてご不明の場合は、下記窓口までお問い合わせください。

なお、株主総会の議案に対するご質問や、その他株主総会の内容に関するご意見およびご質問にはお答えできません。あらかじめご了承ください。

### 【バーチャル株主総会Sharely問合せ窓口】

電話番号：03-6416-5287

受付時間：2022年6月23日（木曜日）9:00から総会終了まで

以上

## ご注意事項

- ・当日のライブ配信により、株主総会の模様をご視聴できますが、質疑応答及び決議にご参加いただくことができません。株主の皆様におかれましては、議決権の行使につきましては書面による事前行使をお願いいたします。議決権行使は、株主総会参考書類をご検討のうえ、2022年6月22日（水曜日）午後6時00分（到着）までに行使いただきますようお願い申し上げます。
- ・当日質問及び動議を提出する可能性がある株主様は、本総会会場へ直接ご出席ください。
- ・オンライン株主総会当日において、ご視聴者様側の環境等の問題と思われる原因での接続不良・遅延・音声のトラブルにつきましてもサポートできかねます。予めご了承ください。
- ・ご視聴いただく際の接続料金及び通信料等は株主様のご負担となります。
- ・映像や音声データの第三者への提供や公開での上映、転載・複製及びログイン方法を第三者に伝えることは禁じます。
- ・本総会当日のライブ配信は議長及び当社役員のみ撮影となっております。ご理解くださいますようお願い申し上げます。
- ・その他配信システムに関するご不明点につきましては、下記FAQサイトをご確認ください。  
<https://sharely.zendesk.com/hc/ja/sections/360009585533>

以上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名の選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員（2名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役2名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者<br>番号 | ふ り が な<br>氏 名<br>(生年月日)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重 要 な 兼 職 の 状 況)                                                                      | 所 有 す る<br>当社の株式数 |
|-----------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| 1         | くろ かわ こう じ<br>黒 川 幸 治<br>(1979年2月27日)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 2000年5月 株式会社フィアコミュニケーションズ設立<br>同社 代表取締役就任<br>2005年8月 当社設立 代表取締役就任（現任）<br>2017年3月 合同会社クロ設立<br>同社代表社員就任（現任） | 0株<br>(※)         |
|           | <p><b>【選任理由】</b><br/>黒川幸治氏を取締役候補者とした理由は、2005年の当社設立以来、当社のミッションである「インターネットを通じてみんなの人生満足を追求する」の実現に向け、代表取締役CEOとして経営の指揮を執り、当社の企業価値の向上に貢献しております。今後も、同氏が持つ創業者としての理念とリーダーシップにより、当社の更なる成長と企業価値の向上に貢献が期待できると判断し、引き続き取締役候補者とするものであります。</p> <p>(※) 黒川幸治氏は、合同会社クロの代表社員を兼務しており、同社は、同氏の資産管理を行っております。同社は、当社の株式を1,831,600株所有しているため、同氏は会社法第2条第4号の2に定める親会社等に該当いたします。</p> |                                                                                                           |                   |
| 2         | おお はし まさ おき<br>大 橋 正 興<br>(1979年8月28日)                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 2004年4月 ソニー・エリクソン・モバイルコミュニケーションズ株式会社入社<br>2007年3月 当社入社<br>2009年6月 当社 取締役就任（現任）                            | 130,000株          |
|           | <p><b>【選任理由】</b><br/>大橋正興氏を取締役候補者とした理由は、ソニー・エリクソン・モバイルコミュニケーションズ株式会社にて職務を経験後、2007年3月に当社に入社。その後、当社のCTOを経て、取締役及びクラウドインテグレーション事業部事業部長としての職務を果たしており、2016年には「日本のIoTを変える99人」に選ばれ、新規事業の創出（Cariot）やビジネス化の旗振り役として、当社の成長を牽引しております。かかる実績を踏まえ、引き続き取締役候補者とするものであります。</p>                                                                                          |                                                                                                           |                   |

(注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 当社は、黒川幸治氏及び大橋正興氏との間で会社法第430条の2第1項の規定に基づき、同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償する（ただし、悪意又は重過失の場合を除く）補償契約を締結しております。  
黒川幸治氏及び大橋正興氏の再任が承認された場合、当社は両氏との間で引き続き当該補償契約を継続する予定であります。
3. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約によって填補することとしております（ただし、悪意又は重過失の場合を除く）。  
黒川幸治氏及び大橋正興氏の再任が承認された場合、両氏は引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

## 第2号議案 監査等委員である取締役3名の選任の件

監査等委員である取締役全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者<br>番号                                                                                                                                                                            | ふ り が な<br>氏 名<br>(生年月日)               | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重 要 な 兼 職 の 状 況)                                                                                                                                                                                       | 所 有 す る<br>当 社 の 株 式 数 |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------|
| 1                                                                                                                                                                                    | てつ かわ よう すけ<br>鏡 川 陽 介<br>(1980年3月25日) | 2002年4月 朝日監査法人（現有限責任あずさ監査法人）入所<br>2006年7月 株式会社電通 入社<br>2009年7月 株式会社スパイラル・アンド・カンパニー入社<br>2012年11月 税理士法人インプルーブ 設立<br>代表社員就任（現任）<br>2014年3月 株式会社グロース・コンティニュー<br>代表取締役就任（現任）<br>2017年7月 当社 監査役就任<br>2018年4月 当社 取締役・監査等委員就任（現任） | 0株                     |
| <p><b>【選任理由及び期待される役割の概要】</b></p> <p>鏡川陽介氏を取締役候補者とした理由は、公認会計士として長年にわたり企業の会計監査に従事され、財務・会計に関する高度な知識と幅広い経験を有しております。上記理由から、当社の社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断し、引き続き社外取締役候補者とするものであります。</p> |                                        |                                                                                                                                                                                                                            |                        |

| 候補者<br>番号                                                                                                                                                                                                     | 氏名<br>(生年月日)                               | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                               | 所有する<br>当社の株式数 |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 2                                                                                                                                                                                                             | ふじ 原 あさ ひと<br>藤 原 章 一<br>(1962年9月8日)       | 1986年8月 株式会社リクルート(現株式会社リクルートホールディングス)入社<br>2012年10月 株式会社リクルートマーケティングパートナーズ 執行役員<br>2014年4月 株式会社リクルートホールディングス顧問<br>2014年6月 同社 常勤監査役<br>2018年4月 当社 取締役・監査等委員就任(現任)<br>株式会社リクルート 常勤監査役                                                         | 0株             |
| <p><b>【選任理由及び期待される役割の概要】</b></p> <p>藤原章一を取締役候補者とした理由は、情報ネットワーク、事業システムへの構築に長年にわたって従事されており、また、株式会社リクルートホールディングス及び株式会社リクルートにおいて、常勤監査役を歴任されていることから、これらの豊富な経験をもとに当社の経営を監督していただけるものと判断し、引き続き社外取締役候補者とするものであります。</p> |                                            |                                                                                                                                                                                                                                             |                |
| 3                                                                                                                                                                                                             | お 小 がわ しゅう や 哉<br>小 川 周 哉<br>(1980年10月13日) | 2008年12月 第二東京弁護士会登録<br>2009年1月 TMI総合法律事務所入所<br>2014年5月 デューク大学ロースクール修士課程修了(LL.M.)<br>2014年8月 TMI総合法律事務所シリコンバレーオフィス勤務<br>2014年11月 ニューヨーク州弁護士資格取得<br>2015年7月 TMI総合法律事務所東京オフィス復帰<br>2018年1月 TMI総合法律事務所パートナー就任(現任)<br>2018年4月 当社 取締役・監査等委員就任(現任) | 0株             |
| <p><b>【選任理由及び期待される役割の概要】</b></p> <p>小川周哉氏を取締役候補者とした理由は、日本のみならず米国においても弁護士資格を取得しており、豊富な経験と高い見識・専門性を有しております。法律の専門家として、経営から独立した立場で取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化が期待できるものと判断し、引き続き社外取締役候補者とするものであります。</p>                  |                                            |                                                                                                                                                                                                                                             |                |

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。  
 2. 鏡川陽介氏、藤原章一氏及び小川周哉氏は、社外取締役候補者であります。

3. 当社は、鍔川陽介氏、藤原章一氏及び小川周哉氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 鍔川陽介氏、藤原章一氏及び小川周哉氏は、会社法427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。鍔川陽介氏、藤原章一氏及び小川周哉氏の再任が承認された場合、当社は各氏との間で引き続き当該責任限定契約を継続する予定であります。
5. 当社は、鍔川陽介氏、藤原章一氏及び小川周哉氏との間で会社法第430条の2第1項の規定に基づき、同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償する（ただし、悪意又は重過失の場合を除く）補償契約を締結しております。鍔川陽介氏、藤原章一氏及び小川周哉氏の再任が承認された場合、当社は各氏との間で引き続き当該補償契約を継続する予定であります。
6. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約によって填補することとしております（ただし、悪意又は重過失の場合を除く）。鍔川陽介氏、藤原章一氏及び小川周哉氏の再任が承認された場合、当社は各氏は引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。
7. 鍔川陽介氏の当社社外取締役としての在任期間は、本総会の終結の時をもって4年となります。
8. 藤原章一氏の当社社外取締役としての在任期間は、本総会の終結の時をもって4年となります。
9. 小川周哉氏の当社社外取締役としての在任期間は、本総会の終結の時をもって4年となります。



### 第3号議案 定款一部変更の件

#### 1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

(1) 変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。

(2) 変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。

(3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第15条）は不要となるため、これを削除するものであります。

(4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

※会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）により導入される株主総会資料の電子提供制度が2022年9月1日に施行されますが、施行日から6カ月以内に開催される株主総会には電子提供制度は適用されないことから、これに対応するための定款一部変更であります。

(5) 本店移転が完了したことに伴い、本店所在地の効力発生に関する附則を削除するものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                          | 変 更 案       |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| <p>第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）<br/> <u>当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> | <p>【削除】</p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                   | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>【新設】</p> <p><u>(本店所在地に関する経過措置)</u><br/> 定款第3条（本店の所在地）の変更は、2022年4月1日までに開催される取締役会において決定する本店移転日をもって効力を生ずるものとし、本附則は、本店移転の効力発生日経過後にこれを削除する。</p> <p>【新設】</p> | <p><u>第15条（電子提供措置等）</u></p> <p>1. 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、<u>電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、<u>議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p>【削除】</p> <p><u>(電子提供制度に関する経過措置)</u></p> <p>1. <u>現行定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除及び変更案第15条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。</u></p> <p>2. <u>前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第15条はなお効力を有する。</u></p> <p>3. <u>本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p> |

以上

## 事業報告

(2021年4月1日から  
2022年3月31日まで)

### 1. 会社の現況

#### (1) 当事業年度の事業の状況

##### ① 事業の経過及び成果

当社は、コーポレートビジョンである「あるべき未来をクラウドでカタチにする」のもと、クラウド先端テクノロジーとデザインで企業のデジタルトランスフォーメーション（DX）を支援するマルチクラウド・インテグレーターです。

当事業年度におけるわが国の経済は、新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の解除以降、経済活動の回復が進展しました。一方で、オミクロン株の感染拡大懸念に加え、ウクライナ情勢による経済影響等、先行き不透明感が継続しております。

当社が属するDX市場に関して、DXには様々定義がありますが、日本経済団体連合会によれば、単純な改善や自動化、効率化をもってDXとは言い難く、社会の根本的な変化に対して、新たな価値を創出するための改革がDXと定義されております（出典：日本経済団体連合会「Digital Transformation(DX)」2020年5月19日）。コスト削減を目的とした、紙からデジタルへの置き換えといった社内のアナログな業務やデータをデジタル化する「守りのDX」から、収益や顧客エンゲージメントの向上を目的とした、新しい顧客体験を創出する「攻めのDX」にシフトすることが求められています。「攻めのDX」のステップとして、顧客接点の変革、サービス商品の変革、最後にビジネスモデルの変革となり、達成難度も高く、これを実現すると企業の高い競争力が獲得でき、この「攻めのDX」こそがDXの本質と言えます。

日本企業において、ビジネス変革等の「攻めのDX」の必要性を強く感じる割合が約9割となりますが、その背景にはデジタル技術の普及による自社の優位性や競争力が低下することの懸念があります。（出典：独立行政法人情報処理推進機構(IPA)「デジタル・トランスフォーメーション推進人材の機能と役割のあり方に関する調査(2019年5月17日)」）一方で、DXが成功した企業の割合はわずか6.6%（出典：アビームコンサルティング株式会社「日本企業にとってのDXの本質(2020年度)」）であり、DX推進の上位課題に「デジタル人材・スキルの不足」といった人や組織の課題（出典：総務省「令和3年版情報通信白書(2021年7月30日)」）が挙げられております。

さらに、新型コロナウイルス感染症の流行拡大の影響により、各企業においてはリモートコミュニケーションを含めた業務のオンラインへのサービス転換や柔軟な労働環境への急速なシフト等の取り組みが加速しており、DXは喫緊の経営課題となっております。

このような環境下、国内DX市場の規模は、2020年度の1兆3,821億円から2030年度には5兆1,957億円に拡大すると予測されております（出典：株式会社富士キメラ総研「2022 デジタルトランスフォーメーション市場の将来展望」）。また、DX実現を支える国内パブリッククラウドサービス市場は2021年～2026年にかけて18.8%の年平均成長率で推移し、2026年の市場規模は2021年比2.3倍の3兆7,586億円になることが予測されております（出典：IDC Japan株式会社「国内パブリッククラウドサービス市場予測、2022年～2026年」）。

当社においては、「クラウドインテグレーションサービス」及び「Cariotサービス」の2つのサービスについて事業運営を行ってまいりました。なお、当社の事業はクラウドソリューション事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載は省略しております。

会計方針の変更として、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を当事業年度の期首から適用しております。詳細については、「個別注記表 2. 会計方針の変更に関する注記（収益認識に関する会計基準の適用）」をご参照ください。

#### （クラウドインテグレーションサービス）

旺盛なDX支援の引き合いを背景に、2022年3月度における大手企業の「月次契約顧客数（注1）」は35社（前年同期は27社。前四半期末は34社）、大手企業の「顧客当たりの月次平均売上高（ARPA）（注2）」は12.0百万円（前年同期は11.2百万円。前四半期末は12.3百万円）となりました。

第4四半期会計期間における大手企業の「四半期契約顧客数（注3）」は39社（前年同期は31社。前四半期は34社）、大手企業の「顧客当たりの四半期平均売上高（ARPA）（注4）」は24.7百万円（前年同期は20.8百万円。前四半期は23.2百万円）となり、大手企業の顧客数を増やしながらかRPA上昇を実現し、クラウドインテグレーションサービスにおける大手企業の売上比率は89%に高まりました。

取り組みとしては、従来からの強みであるIoT/MobilityやAIのサービスづくり、またコロナ禍においてはB2B向け/リアル店舗と連携するECサービス、企業オリジナルのオンラインビデオや顧客とつながるコミュニティサービスの開発といった「攻めのDX」を支援しました。

特に、新たな強みとして注力しているAPI連携プラットフォームのMuleSoft導入支援について、複数の大手企業顧客における継続開発が業績貢献しました。また、当第4四半期会計期間においても、大手企業のMuleSoft導入支援の新規案件を複数獲得しており、翌事業年度以降の開発拡大を見込んでおります。なお、当社はMuleSoft導入支援に関する豊富な実績と高い技術力が評価され、最上位となるエキスパート（注5）認定を受けました。引き続き、あらゆるシステムをAPI連携でシームレスに繋げることでビジネス全体のDXを支援していきます。

クラウドエンジニア等の専門職従業員数（注6）については、2022年3月末時点で118人（前年同期は99人、前四半期は112人）と増加しており、採用強化の各種施策により高成長を支える増員ペースに回復しました。引き続き、採用強化により、開発体制を増強していきます。

#### 注

1. 月次契約顧客数：再販案件を除いた月次の契約顧客数。再販案件とは当社が仕入れたライセンスを顧客に再販売するリセールにあたり、当社においては金額が僅少なため、当該顧客は除く
2. 顧客当たりの月次平均売上高（ARPA）：Average Revenue per Accountの略（顧客当たりの平均売上高）で、再販案件を除いた顧客当たりの月次平均売上高。再販案件を除いた月次売上高÷月次契約顧客数により算出
3. 四半期契約顧客数：再販案件を除いた四半期会計期間における契約顧客数。再販案件とは当社が仕入れたライセンスを顧客に再販売するリセールにあたり、当社においては金額が僅少なため、当該顧客は除く
4. 顧客当たりの四半期平均売上高（ARPA）：Average Revenue per Accountの略（顧客当たりの平均売上高）で、再販案件を除いた顧客当たりの四半期平均売上高。再販案件を除いた四半期売上高÷四半期契約顧客数により算出

5. エキスパート：salesforce.com,inc.が運営する公式なパートナープログラム制度において、業界・プロダクトに強みを持っていることを証明する最上位の認定がエキスパート。当該クラウドプロダクトにおけるリーダーとして、大規模で極めて複雑なプロジェクトに対応でき、高水準のカスタマーサクセスを実現する能力を有するパートナーとして認定される
6. 事務職を除いたクラウドインテグレーションサービス部門のエンジニア、マネージャー等の専門職

(Cariotサービス)

第4四半期会計期間における取り組みとして、オイル交換管理、アルコールチェック管理等コンプライアンス・車両管理機能を強化しました。また、マーケティングにおいては、他社との共催セミナー、新規顧客向けのサービス活用セミナーといったオンラインマーケティングに加えて、対面での展示会参加等、各種取り組みにより新規顧客の獲得が増加し、一定の成果を得ました。一方で、既存顧客向けのオンボーディング・サービス活用促進セミナーによるカスタマーサクセスを強化しておりますが、当第4四半期会計期間において、既存顧客の運用方針変更による規模縮小を受けた大口解約も発生しました。事業体制を強化するとともに、ターゲット領域へリソース配分しながら、着実な事業展開を図っていきます。

上記により、当事業年度は、売上高3,642,443千円、売上総利益1,608,512千円、営業利益256,172千円、経常利益240,529千円、当期純利益266,398千円となりました。

② 設備投資の状況

当事業年度中に取得した主要設備

本社移転に伴うオフィス設備 34,669千円

③ 資金調達の状況

2021年12月10日をもって東京証券取引所マザーズ市場（現在は東京証券取引所グロース市場）に上場し、公募増資による250,000株及びオーバーアロットメントによる売出しに関連して行った第三者割当増資による75,700株の新株発行等により、総額765,522千円の資金調達を行いました。

## (2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

| 区 分                    | 第 14 期<br>(2019年3月期) | 第 15 期<br>(2020年3月期) | 第 16 期<br>(2021年3月期) | 第 17 期<br>(当事業年度)<br>(2022年3月期) |
|------------------------|----------------------|----------------------|----------------------|---------------------------------|
| 売 上 高(百万円)             | 1,872                | 2,882                | 2,559                | 3,642                           |
| 経常利益(△損失)(百万円)         | △132                 | 105                  | △186                 | 240                             |
| 当期純利益(△純損失)(百万円)       | △132                 | 66                   | △194                 | 266                             |
| 1株当たり当期純利益<br>(純損失)(円) | △51.27               | 25.80                | △75.21               | 99.19                           |
| 総 資 産(百万円)             | 818                  | 1,215                | 1,499                | 2,692                           |
| 純 資 産(百万円)             | 371                  | 437                  | 243                  | 1,291                           |
| 1株当たり純資産(円)            | △105.64              | △72.20               | △169.66              | 442.51                          |

(注) 当社は、2021年9月28日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っておりますが、第14期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産を算定しております。

## (3) 重要な親会社及び親会社の状況

### ① 親会社の状況

該当事項はありません。

## (4) 対処すべき課題

持続的な成長と中長期的な企業価値向上に向けて、当社が認識している対処すべき課題は次の通りです。

### ① Withコロナの経営環境における事業継続

新型コロナウイルス感染症の流行拡大への対応にあたり、当社においては、「①従業員、パートナーの生命、健康を最優先する」「②感染防止のための社会的要請への可能な限りの対処をする」「③顧客へのサービスの継続的な提供に最善を尽くす」「④経営、事業の継続につとめる」を基本方針として、事業を取り巻くステークホルダーの安全を維持しつつ、国内居住地の自由やりリモートワーク・オンサイト勤務といった働き方に縛られないデジタルな職場環境を整備発展させながら、働き方の選択肢を広げて、従業員及びチームのパフォーマンスを最大化できる持続可能なニューノーマルな働き方を目指しております。



## ② 人材の確保及び育成

当社が属するクラウド市場では、殊にエンジニアの人材不足が深刻化しております。当社が提供するサービスは、エンジニアの技術力によるところが大きく、今後も市場拡大が見込まれる中で当社が成長を持続していくためには、専門性を獲得できるエンジニアを安定的に確保し続けることが重要な課題であると認識しております。こうした課題に対処するため、中途採用では、入社者の実に9割以上のエンジニアがクラウド開発未経験者であり、その代わりにコンピューターを用いた情報処理について学んだエンジニアを積極的に採用しております。クラウドの高い専門性については、教育イネーブルメントの専門チームによる入社後のオンボーディングや技術研修のスキームを構築しており、マルチな専門性を持つエンジニアに育成する仕組みがあります。そのほか、社内外研修への参加、資格取得の推奨、自社独自のEラーニングシステムの運用を行っており、継続的に人材の確保及び育成に注力してまいります。

## ③ マルチクラウド強化

当社クラウドインテグレーションサービスにおいては、クラウドパートナーであるSalesforceを中心にAmazon Web ServicesやHeroku、MuleSoft、Tableauなどにより、プロジェクトの引き合いをいただくことで、効率的な案件獲得体制を実現しております。更なる契約顧客数の増加及び既存顧客のクロスセルによるARPAの増加に向け、マルチクラウドの強化を推進してまいります。

## ④ クラウド先端テクノロジーへの研究開発

当社には、研究開発を起点としたクラウド先端テクノロジーによる高付加価値を創出する事業サイクルがあり、研究開発で得たクラウド先端テクノロジーを、企業や社会で発生する 이슈に対していち早く適用していきます。このノウハウを蓄積し、クラウド先端テクノロジーをパッケージ化することで、同様な 이슈へ横展開し、他の企業が知見を持たない特定領域において先行して競争優位性を確立していきます。この競争優位性を維持・向上させていくために、継続的に研究開発に取り組んでまいります。

## ⑤ 情報管理体制について

当社は、顧客の機密情報や個人情報を多く預かっており、その情報管理を強化していくことが重要であると考えております。現在、個人情報保護方針及び社内規程に基づき管理を徹底しておりますが、今後も社内教育・研修の実施やシステムの整備等を継続して行ってまいります。

## ⑥ Cariotサービスの売上拡大

当社が今後も高い成長率を持続していくためには、Cariotサービスの認知度を向上させ、新

規顧客を獲得することが必要不可欠であると考えております。引き続き、積極的なCariot製品開発に加えて、マーケティング・セールス活動及びカスタマーサクセス活動への注力を行い、新規顧客の開拓及び既存顧客との取引維持・拡大に積極的に取り組んでまいります。

**(5) 重要な企業結合等の状況**

該当事項はありません。

**(6) 主要な事業内容（2022年3月31日現在）**

| 事業区分                      | 事業内容                                                                                                                                                                                   |
|---------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| クラウド<br>インテグレーション<br>サービス | <ul style="list-style-type: none"> <li>・DX支援のプロフェッショナルサービス</li> <li>・クラウド先端テクノロジーで新しい顧客体験をカタチにする「攻めのDX」を支援</li> <li>・既存事業や新規事業のデジタル変革をサービス企画からデザイン、マルチクラウド開発、運用までをワンストップで提供</li> </ul> |
| Cariotサービス                | <ul style="list-style-type: none"> <li>・SaaS型モビリティ業務最適化クラウド「Cariot」サービスの提供</li> <li>・「物流」「フィールドサービス」「営業」等で利用する車両の位置や、状態が見える化し、問合せ業務の削減や車両管理業務の効率化により、お客様の生産性向上を支援</li> </ul>           |

(7) 主要な営業所 (2022年3月31日現在)

|   |   |       |
|---|---|-------|
| 本 | 社 | 東京都港区 |
|---|---|-------|

(8) 従業員の状況 (2022年3月31日現在)

| 従業員数 | 前事業年度末比増減 | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|------|-----------|-------|--------|
| 163人 | +14人      | 38.8歳 | 3.3年   |

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は総数が従業員数の100分の10未満のため記載を省略しております。

(9) 主要な借入先の状況 (2022年3月31日現在)

| 借入先          | 借入額    |
|--------------|--------|
| 株式会社みずほ銀行    | 291百万円 |
| 株式会社商工組合中央金庫 | 200百万円 |
| 株式会社日本政策金融公庫 | 200百万円 |

(10) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 株式の状況 (2022年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 10,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 2,919,400株
- (3) 株主数 1,707名
- (4) 大株主 (上位10名)

| 株主名                                              | 持株数        | 持株比率   |
|--------------------------------------------------|------------|--------|
| 合同会社クオ                                           | 1,831,600株 | 62.73% |
| SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT                     | 138,300株   | 4.73%  |
| 大橋正興                                             | 130,000株   | 4.45%  |
| Draper Nexus Technology Partners<br>2号投資事業有限責任組合 | 65,000株    | 2.22%  |
| 楽天証券株式会社                                         | 48,200株    | 1.65%  |
| 株式会社SBI証券                                        | 36,800株    | 1.26%  |
| 日本証券金融株式会社                                       | 27,500株    | 0.94%  |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)                         | 25,700株    | 0.88%  |
| フレクト従業員持株会                                       | 25,500株    | 0.87%  |
| 野村信託銀行株式会社 (投信口)                                 | 21,100株    | 0.72%  |

### (5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

該当事項はありません。

### 3. 新株予約権等の状況

#### (1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

|                        |                     | 第 1 回 新 株 予 約 権                             | 第 3 回 新 株 予 約 権                                |
|------------------------|---------------------|---------------------------------------------|------------------------------------------------|
| 発 行 決 議 日              |                     | 2015年8月31日                                  | 2018年7月30日                                     |
| 新 株 予 約 権 の 数          |                     | 6 個                                         | 13,700個                                        |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数     |                     | 普通株式 60,000株<br>(新株予約権1個につき 10,000株)        | 普通株式 27,400株<br>(新株予約権1個につき 2株)                |
| 新株予約権の払込金額             |                     | 新株予約権と引換えに払い込みは要しない                         | 新株予約権と引換えに払い込みは要しない                            |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 |                     | 新株予約権1個当たり 400,000円<br>(1株当たり 40円)          | 新株予約権1個当たり 1,500円<br>(1株当たり 750円)              |
| 権 利 行 使 期 間            |                     | 2017年9月1日から<br>2025年8月30日まで                 | 2020年8月1日から<br>2028年7月30日まで                    |
| 行 使 の 条 件              |                     | (注) 1                                       | (注) 2                                          |
| 役 員 の<br>保 有 状 況       | 取 締 役<br>(社外取締役を除く) | 新株予約権の数 6 個<br>目的となる株式数 60,000株<br>保有者数 1 名 | 新株予約権の数 0 個<br>目的となる株式数 0 株<br>保有者数 0 名        |
|                        | 社 外 取 締 役           | 新株予約権の数 0 個<br>目的となる株式数 0 株<br>保有者数 0 名     | 新株予約権の数 5,200個<br>目的となる株式数 10,400株<br>保有者数 3 名 |

- (注) 1. ① 本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について会社が定める取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。但し、会社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。
- ② 本新株予約権は、権利者が、権利行使時においても、会社、子会社又は関連会社の取締役、監査役、従業員、顧問、又は社外協力者その他これに準ずる地位を有していなければならない。ただし、会社が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
- ③ 権利者は、会社の株式のいずれかの金融商品取引所への上場がなされるまでの期間は、本新株予約権を行使することはできないものとする。
- ④ 本新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。
- ⑤ 権利者が1個又は複数の本新株予約権を行使した場合に、当該行使により当該権利者に対して交付される株式数は整数でなければならない、1株未満の部分についてはこれを切り捨て、株式は割り当

てられないものとする。かかる端数の切り捨てについて金銭による調整は行わない。

2. ① 本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について新株予約権発行要領第7項各号に定める取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。但し、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。
- ② 本新株予約権の行使は権利者が生存していることを条件とし、権利者が死亡した場合、本新株予約権は相続されず、本新株予約権は行使できなくなるものとする。
- ③ 権利者は、当社の株式のいずれかの金融商品取引所への上場がなされるまでの期間は、本新株予約権を行使することはできないものとする。但し、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。
- ④ 本新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として従業員等に対し交付した新株予約権の状況

|                        |             | 第 6 回 新 株 予 約 権                                   |  |
|------------------------|-------------|---------------------------------------------------|--|
| 発 行 決 議 日              |             | 2021年6月29日                                        |  |
| 新 株 予 約 権 の 数          |             | 36,800個                                           |  |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数     |             | 普通株式 73,600株<br>(新株予約権1個につき 2株)                   |  |
| 新 株 予 約 権 の 払 込 金 額    |             | 新株予約権と引換えに払い込みは要しない                               |  |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 |             | 新株予約権1個当たり 2,600円<br>(1株当たり 1,300円)               |  |
| 権 利 行 使 期 間            |             | 2023年7月1日から<br>2031年6月10日まで                       |  |
| 行 使 の 条 件              |             | (注) 1                                             |  |
| 従業員等への交付状況             | 当 社 従 業 員   | 新株予約権の数 36,800個<br>目的となる株式数 73,600株<br>交付対象者数 28名 |  |
|                        | 子会社の役員及び従業員 | 新株予約権の数 0個<br>目的となる株式数 0株<br>交付対象者数 0名            |  |

|                        |             | 第 7 回 新 株 予 約 権               |                        |
|------------------------|-------------|-------------------------------|------------------------|
| 発 行 決 議 日              |             | 2021年7月30日                    |                        |
| 新 株 予 約 権 の 数          |             | 3,800個                        |                        |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数     |             | 普通株式<br>(新株予約権1個につき           | 7,600株<br>2株)          |
| 新 株 予 約 権 の 払 込 金 額    |             | 新株予約権と引換えに払い込みは要しない           |                        |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 |             | 新株予約権1個当たり<br>(1株当たり)         | 2,600円<br>1,300円)      |
| 権 利 行 使 期 間            |             | 2023年8月1日から<br>2031年7月10日まで   |                        |
| 行 使 の 条 件              |             | (注) 2                         |                        |
| 従業員等への交付状況             | 当 社 従 業 員   | 新株予約権の数<br>目的となる株式数<br>交付対象者数 | 3,800個<br>7,600株<br>2名 |
|                        | 子会社の役員及び従業員 | 新株予約権の数<br>目的となる株式数<br>交付対象者数 | 0個<br>0株<br>0名         |

- (注) 1. ① 本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について新株予約権発行要領第7項各号に定める取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。但し、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。
- ② 本新株予約権の行使は権利者が生存していることを条件とし、権利者が死亡した場合、本新株予約権は相続されず、本新株予約権は行使できなくなるものとする。
- ③ 権利者は、当社の株式のいずれかの金融商品取引所への上場がなされるまでの期間は、本新株予約権を行使することはできないものとする。但し、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。
- ④ 本新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。
2. ① 本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について新株予約権発行要領第7項各号に定める取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。但し、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。
- ② 本新株予約権の行使は権利者が生存していることを条件とし、権利者が死亡した場合、本新株予約権は相続されず、本新株予約権は行使できなくなるものとする。
- ③ 権利者は、当社の株式のいずれかの金融商品取引所への上場がなされるまでの期間は、本新株予約権を行使することはできないものとする。但し、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。
- ④ 本新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。



## 4. 会社役員 の 状況

### (1) 取締役 の 状況 (2022年3月31日現在)

| 会社における地位    | 氏 名     | 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況                            |
|-------------|---------|----------------------------------------------------|
| 代表取締役 C E O | 黒 川 幸 治 |                                                    |
| 取 締 役 C O O | 大 橋 正 興 | 事業統括本部長                                            |
| 取締役・監査等委員   | 鍬 川 陽 介 | 公認会計士<br>税理士法人イングループ 代表社員<br>株式会社グロス・コンティニュー 代表取締役 |
| 取締役・監査等委員   | 藤 原 章 一 | 株式会社リクルートホールディングス 常勤監査役<br>株式会社リクルート 常勤監査役         |
| 取締役・監査等委員   | 小 川 周 哉 | 弁護士<br>TMI総合法律事務所 パートナー弁護士                         |

- (注) 1. 取締役・監査等委員鍬川陽介氏、取締役・監査等委員藤原章一氏及び取締役・監査等委員小川周哉氏は、社外取締役であります。
2. 取締役・監査等委員鍬川陽介氏は公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。取締役・監査等委員藤原章一氏は株式会社リクルートホールディングス及び株式会社リクルートにおいて常勤監査役を務めており、当社のビジネスを推進するにあたりIT・システム領域の事業執行に関して相当程度の知見を有するものであります。取締役・監査等委員小川周哉氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務及び法律に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 当社は、社外取締役の全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

### (2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。

### **(3) 補償契約の内容の概要等**

当社は、取締役黒川幸治氏及び大橋正興氏、取締役・監査等委員鏡川陽介氏、藤原章一氏及び小川周哉氏との間で、会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しており、同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することとしております。

ただし、当該補償契約によって会社役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、悪意又は重過失の場合には補償の対象としないこととしております。

### **(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等**

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社取締役及び執行役員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が填補されることとなります。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、悪意又は重過失の場合には上記保険契約による填補の対象としないこととしております。

## (5) 取締役の報酬等

### ① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しており、監査等委員でない取締役の報酬については取締役会における協議にて決定、監査等委員の報酬については監査等委員会における協議にて決定することとしております。監査等委員でない取締役報酬の内容は、基本報酬、単年の業績等に連動する賞与（短期インセンティブ）、株式取得報酬から構成されており、監査等委員の報酬は基本報酬、株式取得報酬で構成されております。

単年の業績等に連動する賞与（短期インセンティブ）の個人別支給額は、基準額に、売上高計画達成率に基づく支給係数、当期純利益計画達成率に基づく支給係数および個人評価係数の合計を乗じたものとし、詳細は下記の通りとなっております。

- (1) 基準額は、役位・役割に応じた金額とします。
- (2) 売上高計画達成率に基づく支給係数は、売上高計画達成率に応じて、支給係数0～200%（標準100%）の範囲で評価結果を設定することとし、評価結果に対しウエイト配分を乗じた数値とします。
- (3) 当期純利益計画達成率に基づく支給係数は、当期純利益計画達成率に応じて、支給係数0～200%（標準100%）の範囲で評価結果を設定することとし、評価結果に対しウエイト配分を乗じた数値とします。
- (4) 個人評価係数は、評価点に応じて、支給係数0～200%（標準100%）の範囲で評価結果を設定することとし、評価結果に対しウエイト配分を乗じた数値とします。

株式取得報酬については、経営へのコミットメントを高め、株主の皆様との価値共有を促し、中長期にわたる企業価値向上を目指すことを目的として、報酬金額のうち一定割合について、自社株式の買付に充てることとしております。株式取得報酬については、証券会社が提供する株式累積投資制度を活用し、毎月定額にて継続的に市場から自社株式を取得することとしております。

当社役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関しては、株主総会で定められた報酬限度額内において、各役員の報酬決定にあたっては、会社業績、景況感、競合他社の状況等をもとに、取締役毎の業績、期待値、ケイパビリティを総合的に勘案し決定することとしております。

取締役会は当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び

決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認しており、当該方針に沿うものであると判断しております。

② 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社の役員報酬等に関しては、2019年6月27日開催の株主総会において監査等委員でない取締役の年間報酬総額の上限を100,000千円と決議しております。当該株主総会終結時点の監査等委員でない取締役の員数は、2名（うち、社外取締役は0名）であります。また、監査等委員の年間報酬総額については、2019年6月27日開催の株主総会において上限を50,000千円と決議しております。当該株主総会終結時点の監査等委員の員数は、3名（うち、社外取締役は3名）であります。

③ 当事業年度に係る報酬等の総額

| 区 分                               | 報酬等の総額<br>(千円)     | 報酬等の種類別の総額 (千円)    |               |          | 対象となる<br>役員の員数 |
|-----------------------------------|--------------------|--------------------|---------------|----------|----------------|
|                                   |                    | 基本報酬               | 賞 与           | 非金銭報酬等   |                |
| 取 締 役<br>(監査等委員を除く)<br>(社外取締役を除く) | 44,045             | 33,000             | 11,045        | —        | 2名             |
| 社 外 取 締 役<br>(うち監査等委員)            | 14,400<br>(14,400) | 14,400<br>(14,400) | —<br>(—)      | —<br>(—) | 3名<br>(3名)     |
| 合 計<br>(うち社外取締役)                  | 58,445<br>(14,400) | 47,400<br>(14,400) | 11,045<br>(—) | —<br>(—) | 5名<br>(3名)     |

(注) 賞与の額は、当事業年度において費用計上した額を記載しております。

## (6) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
- ・取締役・監査等委員鎌川陽介氏は、税理士法人インプルーブ代表社員、株式会社グロース・コンティニュー代表取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
  - ・取締役・監査等委員藤原章一氏は、株式会社リクルートホールディングス及び株式会社リクルートの常勤監査役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
  - ・取締役・監査等委員小川周哉氏は、TMI総合法律事務所パートナー弁護士であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

### ② 当事業年度における主な活動状況

|             | 出席状況及び発言状況並びに社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要                                                                                                                                                   |
|-------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役 鎌 川 陽 介 | <p>当事業年度に開催された取締役会17回及び監査等委員会13回の全てに出席いたしました。出席した取締役会において、公認会計士としての専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。</p> <p>また、監査等委員会において、当社の経理並びに内部監査について適宜、必要な発言を行っております。</p>               |
| 取締役 藤 原 章 一 | <p>当事業年度に開催された取締役会17回及び監査等委員会13回の全てに出席いたしました。出席した取締役会において、情報ネットワーク、事業システムに関する専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。</p> <p>また、監査等委員会において、当社の業務執行の適法性及び妥当性について適宜、必要な発言を行っております。</p> |
| 取締役 小 川 周 哉 | <p>当事業年度に開催された取締役会17回及び監査等委員会13回の全てに出席いたしました。出席した取締役会において、弁護士としての専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。</p> <p>また、監査等委員会において、当社のコンプライアンス体制等について適宜、必要な発言を行っております。</p>               |

## 5. 会計監査人の状況

(1) 名称 監査法人A & Aパートナーズ

### (2) 報酬等の額

|                          | 報酬等の額    |
|--------------------------|----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額      | 12,000千円 |
| 当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 13,500千円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

### (3) 非監査業務の内容

当社は、監査法人A & Aパートナーズに対して、コンフォートレターに係る作成業務についての対価を支払っております。

### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

## (5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

## (6) 補償契約の内容の概要等

該当事項はありません。

## 6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

### (1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

#### ① 取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、コンプライアンスを経営上の最重要課題と位置づけ、当社の取締役及び従業員が法令及び定款を遵守し、健全な社会規範の下にその職務を遂行するための行動規範として、企業行動規範及びコンプライアンス規程その他の規程を制定しております。

当社の内部監査部門は、コンプライアンス担当部署と連携の上、当社に対する内部監査を実施いたします。当社は、当社の取締役及び従業員が、監査等委員又は外部の弁護士に対して直接通報を行うことができる内部通報制度を設置し、その内容は内部通報規程において定めております。

#### ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役会等の重要な会議の議事録のほか、各取締役が職務権限規程に基づいて決裁した文書等、取締役の職務の遂行に係る情報は、文書管理規程に基づき、文書又は電磁的媒体に記録し、保存しております。当社の取締役及び監査等委員は、文書管理規程に従い、常時、これらの文書等を閲覧できるものとしております。

#### ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、当社のリスク管理について定めるリスク管理規程において、リスクカテゴリーごとに責任部署を定め、当社のリスクを網羅的・統括的に管理しております。

当社は、不測の事態や危機の発生時に当社の事業の継続を図るため、リスク管理規程及び当社のコンティンジェンシー・プランである「業務継続計画（BCP）」及び「災害対策マニュアル」並びに「災害対策マニュアル（感染症）」を策定し、当社の役員及び従業員に周知しております。

- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制  
当社は、三事業年度を期間とする中期経営計画を策定し、当該中期経営計画を具体化するため、毎事業年度ごとの当社の重点経営目標及び予算配分等を定めております。また、業務執行取締役、執行役員及び各業務部門の責任者が適宜出席する経営会議を原則毎週1回開催し、経営情報の共有と業務運営の効率化を図っております。  
当社は、取締役の職務権限と担当業務を明確にするために、取締役会規程のほか、組織規程、業務分掌規程、職務権限規程、稟議規程を制定しております。
- ⑤ 当社並びに親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制  
当社は、当社グループ全体の内部統制を担当する部署をコーポレート本部とし、各事業における内部統制の実効性を高める施策を実施するとともに、必要に応じて従業員への指導・支援を実施いたします。
- ⑥ 監査等委員会がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項  
当社は、監査等委員会の職務を補助するため、1名以上の従業員によって構成される監査等委員会事務局を設置し、監査等委員会の職務を補助すべき取締役は置きません。
- ⑦ 上記⑥の従業員の取締役からの独立性に関する事項及び当該従業員に対する監査等委員の指示の実効性の確保に関する事項  
監査等委員会の監査の実効性を高め、かつ、その職務の円滑な遂行を確保するため、監査等委員会の要請に応じ、コーポレート本部担当者に監査業務を補助させます。当該従業員の任命、異動、評価、懲戒、賃金等の改定に関しては、監査等委員会の意見を尊重した上で行うものとし、当該従業員の取締役（監査等委員であるものを除く）からの独立性を確保しております。
- ⑧ 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び従業員が監査等委員に報告するための体制  
その他監査等委員会への報告に関する体制  
当社の取締役及び従業員は、法令等の違反行為等、当社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実については、発見次第、直ちに当社の監査等委員会に対して報告を行うものとし、当社の内部通報制度の担当部署は、当社の取締役及び従業員からの内部通報の状況について、定期的に監査等委員会に対して報告を行うものとし、



- ⑨ 上記⑧の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査等委員会へ報告を行った当社の取締役及び従業員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社の取締役及び従業員に周知徹底します。

- ⑩ 監査等委員の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員がその職務の執行について当社に対して会社法第399条の2第4項に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用又は債務が当該監査等委員の職務の執行に必要なでないことを証明された場合を除き、速やかにこれに応じるものとしします。

- ⑪ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

代表取締役CEOは、監査等委員会と定期的に会合を持ち、会社が対処すべき課題、監査等委員会の環境整備の状況、監査等委員会の監査上の重要課題等について意見交換を行うものとしします。

当社は、監査等委員会が、内部監査担当者及び会計監査人と緊密に連携し、定期的に情報交換を行う機会を保障し、監査等委員会は必要に応じて顧問弁護士との意見交換を実施するものとしします。

- ⑫ 財務報告の信頼性及び適正性を確保するための体制

当社は、財務報告の信頼性を確保するための体制を構築し、その体制の整備・運用状況を定期的に評価し、維持、改善に努めるとともに、金融商品取引法及び関係法令との適合性を確保しております。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

- ① 重要な会議の開催状況

当事業年度において、取締役会を17回開催、取締役会決議があったものとみなす書面決議9回実施し、各議案についての十分な審議や取締役の業務執行状況についての報告が行われ、活発な意見交換がなされております。

また、経営会議については、原則毎週1回開催し、経営方針や経営戦略等の当社経営に関する重要事項の審議を行い、特に重要な事案については、経営会議で予め十分な議論を行ったうえで取締役会に付議することにより、審議の充実と適正な意思決定の確保に努めております。

## ② コンプライアンスに関する取り組み

当事業年度において、コンプライアンス委員会を12回開催し、当社内におけるコンプライアンスに関する情報共有を行っております。また、コンプライアンス意識の徹底を図るため、定期的に教育を実施しており、役員及び従業員を対象に情報セキュリティ、コンプライアンスにかかる教育を実施しました。また、内部監査担当者において、法令、定款、社内規程等の遵守状況を監査項目に加え、会社の業務が適切に行われていることを確認しております。

リスク管理の観点からは、コンプライアンス違反行為等を把握するため、当社の取締役及び従業員が、当社監査等委員又は外部の弁護士に対して直接通報を行うことができる内部通報制度を設けており、当該内部通報制度による通報者は通報したことを理由として不利益な取扱いを受けない旨を会社規則に定めております。また、コンプライアンス違反行為等が発生した場合には防犯対策の策定、役員及び従業員に向けた注意喚起を実施しております。

## ③ 監査等委員会の監査体制

当事業年度において監査等委員会を13回開催し、監査等委員会において定めた監査計画に基づいた監査を実施しております。また、当事業年度において17回開催された取締役会への出席を通じて、取締役による業務の執行を監査しております。

監査等委員会は、監査の実効性を高めるため、毎月1回内部監査担当者と情報交換を行うほか、適宜代表取締役よりヒアリングを行っております。また、内部監査の実施方法や内容について監査等委員と内部監査担当者が意見交換を行っております。

## 7. 会社の支配に関する基本方針

当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めておりません。

## 8. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、将来の事業展開と財務体質強化のために必要な内部留保の確保を優先し、創業以来配当を実施しておりません。株主への利益配分については、経営の最重要課題の一つと位置付けておりますが、現在は内部留保の充実に注力する方針であります。内部留保資金につきましては、優秀な人材の採用等の必要運転資金や、今後予想される経営環境の変化に対応するための資金として、有効に活用していく方針であります。

将来的には、財政状態及び経営成績を勘案しながら株主への利益配分を検討いたしますが、配当実施の可能性及びその実施時期については、現時点では未定であります。

# 貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目             | 金 額              | 科 目            | 金 額              |
|-----------------|------------------|----------------|------------------|
| <b>(資産の部)</b>   |                  | <b>(負債の部)</b>  |                  |
| <b>流動資産</b>     | <b>2,425,202</b> | <b>流動負債</b>    | <b>766,858</b>   |
| 現金及び預金          | 1,639,068        | 買掛金            | 283,399          |
| 売掛金及び契約資産       | 613,242          | 1年内返済予定の長期借入金  | 58,125           |
| 商品              | 18,140           | 未払費用           | 90,655           |
| 仕掛品             | 20,547           | 設備未払金          | 40,820           |
| 貯蔵品             | 94               | 未払法人税等         | 32,708           |
| 前渡金             | 3,126            | 前受り金           | 66,931           |
| 前払費用            | 123,851          | 賞与引当金          | 78,754           |
| その他             | 7,131            | 役員賞与引当金        | 18,104           |
| <b>固定資産</b>     | <b>267,146</b>   | その他            | 26,076           |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>71,201</b>    | 固定負債           | 60,238           |
| 建物              | 37,635           | 長期借入金          | 633,629          |
| 工具、器具及び備品       | 33,566           | その他            | 519              |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>80,326</b>    | <b>負債合計</b>    | <b>1,400,487</b> |
| ソフトウェア          | 74,205           | <b>(純資産の部)</b> |                  |
| ソフトウェア仮勘定       | 6,120            | <b>株主資本</b>    | <b>1,291,861</b> |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>115,618</b>   | 資本金            | 683,942          |
| 繰延税金資産          | 70,239           | 新株式申込証拠金       | 420              |
| その他             | 45,378           | 資本剰余金          | 673,941          |
|                 |                  | 資本準備金          | 673,941          |
|                 |                  | 利益剰余金          | △66,442          |
|                 |                  | その他利益剰余金       | △66,442          |
|                 |                  | 繰越利益剰余金        | △66,442          |
| <b>資産合計</b>     | <b>2,692,349</b> | <b>純資産合計</b>   | <b>1,291,861</b> |
|                 |                  | <b>負債純資産合計</b> | <b>2,692,349</b> |

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 損 益 計 算 書

(2021年4月1日から  
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目          | 金 額       |
|--------------|-----------|
| 売上高          | 3,642,443 |
| 売上原価         | 2,033,930 |
| 売上総利益        | 1,608,512 |
| 販売費及び一般管理費   | 1,352,340 |
| 営業利益         | 256,172   |
| 営業外収益        |           |
| 受取利息         | 9         |
| その他の         | 71        |
| 営業外費用        |           |
| 支払利息         | 4,432     |
| 上場関連費用       | 11,291    |
| 経常利益         | 240,529   |
| 特別損失         |           |
| 固定資産除却損      | 557       |
| 税引前当期純利益     | 239,971   |
| 法人税、住民税及び事業税 | 51,083    |
| 法人税等調整額      | △77,509   |
| 当期純利益        | 266,398   |

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から  
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

|                   | 株主資本    |              |           |                 |                             |                 |                | 純資産<br>合計 |
|-------------------|---------|--------------|-----------|-----------------|-----------------------------|-----------------|----------------|-----------|
|                   | 資本金     | 新株式申込<br>証拠金 | 資本剰余金     |                 | 利益剰余金                       |                 | 株主<br>資本<br>合計 |           |
|                   |         |              | 資本<br>準備金 | 資本<br>剰余金<br>合計 | その他<br>利益剰余金<br>繰越利益<br>剰余金 | 利益<br>剰余金<br>合計 |                |           |
| 当期首残高             | 301,181 | -            | 291,180   | 291,180         | △349,329                    | △349,329        | 243,032        | 243,032   |
| 会計方針の変更による累積的影響額  |         |              |           |                 | 16,488                      | 16,488          | 16,488         | 16,488    |
| 会計方針の変更を反映した当期首残高 | 301,181 | -            | 291,180   | 291,180         | △332,841                    | △332,841        | 259,520        | 259,520   |
| 当期変動額             |         |              |           |                 |                             |                 |                |           |
| 新株の発行             | 382,761 |              | 382,761   | 382,761         |                             |                 | 765,522        | 765,522   |
| 新株式申込証拠金の払込       |         | 420          |           |                 |                             |                 | 420            | 420       |
| 当期純利益             |         |              |           |                 | 266,398                     | 266,398         | 266,398        | 266,398   |
| 当期変動額合計           | 382,761 | 420          | 382,761   | 382,761         | 266,398                     | 266,398         | 1,032,340      | 1,032,340 |
| 当期末残高             | 683,942 | 420          | 673,941   | 673,941         | △66,442                     | △66,442         | 1,291,861      | 1,291,861 |

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 独立監査人の監査報告書

2022年5月23日

株式会社フレクト  
取締役会 御中

### 監査法人A & Aパートナーズ

東京都中央区

|                        |           |         |
|------------------------|-----------|---------|
| 指 定 社 員<br>業 務 執 行 社 員 | 公 認 会 計 士 | 齋 藤 晃 一 |
| 指 定 社 員<br>業 務 執 行 社 員 | 公 認 会 計 士 | 永 利 浩 史 |

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社フレクトの2021年4月1日から2022年3月31日までの第17期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等に関する監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査等委員会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第17期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び従業員等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び従業員等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表及びその附属明細書について検討いたしました。



## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人A&Aパートナーズの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月30日

株式会社フレクト 監査等委員会  
 監査等委員 鏗 川 陽 介 ㊟  
 監査等委員 藤 原 章 一 ㊟  
 監査等委員 小 川 周 哉 ㊟

(注) 監査等委員鏗川陽介、藤原章一及び小川周哉は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

メ モ

A series of 18 horizontal dashed lines, evenly spaced, spanning the width of the page. These lines are intended for writing, likely for a list or notes.

メ モ

A series of 18 horizontal dashed lines for writing.

メ モ

A series of horizontal dashed lines for handwriting practice, consisting of 18 lines.